

※現時点での要綱案であり、今後内容が変更される可能性があります。

郡山市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、多様な保育促進事業の実施について（平成29年4月17日雇児発0417第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）及び郡山市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱（令和6年3月〇日制定。以下「実施要綱」という。）に基づき、郡山市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業（以下「事業」という。）を実施する者に対し、補助金を交付することに関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付の対象経費）

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、使用料、賃借料及び扶助費とする。

2 前項の経費は事業に関する分のみを対象とし、通常の保育等に関する分は含めないものとする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表1の基準額に総利用時間数を乗じて得た額と補助対象経費の実支出額から利用料収入及び実施要綱9条第2項の規定による減免額を控除して得た額を比較して少ない額とする。

2 実施要綱第9条第2項の規定による減免額に相当する額については、前項に加算する。

3 当日のキャンセルについては、利用があったものとみなすことも可能とする。

4 利用時間は、1時間単位とし、希望利用時間から15分経過した場合は、1時間の超過として扱うこととする。

5 1回の利用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。

（障害児を受け入れた場合の加算）

第4条 市長は、児童の処遇向上を図るため、次の各号に規定する児童の利用があった場合の児童1人当たりの基準額は、別表1の基本分に加算分を加えた額とする。

(1) 特別児童扶養手当の支給対象となっている児童

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童

(3) 障害児通所支援事業所への通所受給者証の交付を受けている児童

(4) 医師による診断書又は巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見書等により障害の事実が把握可能な児童

※現時点での要綱案であり、今後内容が変更される可能性があります。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 郡山市こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施に係る事業者募集要領6(4)アの事業計画書(様式4)
- (2) 収支予算書(第1号様式)
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けたものは、事業が完了したときは、当該完了の日から10日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 利用実績報告書(第2号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定にする補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

※現時点での要綱案であり、今後内容が変更される可能性があります。

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

項 目	基準額
1 基本分 受け入れ児童一人1時間あたり	850円
2 加算分 受け入れする障害児一人1時間あたり	400円